

もし事故が起きたら？

1、まず警察への届出を！

人身事故はもちろんのこと、物損事故の場合にも警察へ届出をしてください。
物損事故については、基本的には行政処分はありません。

2、**ただちに**山田損保事務所へ事故の連絡を！

事故の大小に関わらず、事故の内容を山田損保事務所に**ただち**にご連絡ください。
相手の居ない単独事故(車両保険請求の場合)においてもです。

3、修理着工前に保険会社の承諾を！

事故車両、その他損害物を修理されるときは、事前に必ず保険会社の承諾を得てください。

4、示談の前に保険会社の承諾を！

示談をする前に保険会社に相談してください。
現場では、金銭の支払い等についての約束はしないでください。
また自分に過失があると思われる場合においても、「**修理費を負担します**」「**責任をもって…**」などのように“全額修理してもらえる”と誤解されるような発言はしないでください。

5、具体的にご報告いただく内容・ご用意いただく書類

- ①運転者の運転免許証のコピー(個人契約の場合は、契約者の免許証も)
- ②事故発生の日時・場所(たとえば上越市〇〇町△番〇号先、国道〇号△△交差点など)
- ③事故発生の原因と状況(できるだけ詳細に)
- ④【車両事故の場合】 損害状況
修理工場名、所在地、電話番号、担当者名
- 【対物事故の場合】 相手方の住所、氏名、電話番号(自宅、勤務先)
被害物件(車名、ナンバー)
修理工場名、所在地、電話番号、担当者名
現場での話し合いの内容
- 【対人事故の場合】 被害者の氏名、年齢、職業、連絡先、負傷状況、病院名
自賠責保険の証券コピー

以上の内容でご報告いただければ幸いです。

〒943-0824 新潟県上越市北城町4-15-3
有限会社 **山田損保事務所**
TEL 025-523-5640
FAX 025-525-7587

運転免許証 添付欄

運転者の
運転免許証を **原寸大** で
コピーして 添付してください

【個人契約の方のみ】

個人契約者で、運転していた方と、
『主に運転する』ということで、登録いた
だいている方が異なる場合には、
『主に運転している』方の免許証を添付
してください。

有限会社 山田損保事務所 行 (FAX025-525-7587)

自動車事故報告書 No1

運転者・同乗者について

保険契約者名	運転者名
事故車両登録番号(ナンバー)	
事故車両修理工場	☎
入庫予定日 月 日頃	代車は(必要 ・ 不要)
(ケガがある場合のみ記入)	
負傷者名	病院名
電話番号	ケガの状況
住所	

警察への届出

{ 有 } 届出警察 署または派出所
{ 無 } →その理由

メモしておく内容

事故の日時	平成	年	月	日	AM PM	時	分頃
事故の場所							
相手の名前							
相手の住所							
相手の連絡先	☎ 自宅						☎ 昼間の連絡先
相手自動車の登録番号(ナンバー)							
相手自動車の修理工場	☎						
相手のケガの状況							
相手の病院名	☎						

※相手方・負傷者が複数の場合にご使用ください

有限会社 山田損保事務所 行 (FAX025-525-7587)

自動車事故報告書 No2

保険契約者名 _____ 運転者名 _____
事故車両登録番号(ナンバー) _____
事故の日時 平成 年 月 日 AM
PM 時 分頃

相手② 相手の名前 _____
相手の住所 _____
相手の連絡先 ☎^{自宅} _____ ☎^{昼間の連絡先} _____
相手自動車の登録番号(ナンバー) _____
相手自動車の修理工場 _____ ☎

相手③ 相手の名前 _____
相手の住所 _____
相手の連絡先 ☎^{自宅} _____ ☎^{昼間の連絡先} _____
相手自動車の登録番号(ナンバー) _____
相手自動車の修理工場 _____ ☎

負傷者② 負傷者名 _____ ☎
負傷者の住所 _____
ケガの状況 _____
病院名 _____ ☎

負傷者③ 負傷者名 _____ ☎
負傷者の住所 _____
ケガの状況 _____
病院名 _____ ☎

事故車両を撮影してメールにて送信してください

事故が発生した場合は、状況に応じて事故車両の写真が必要になる場合があります。事故状況によって弊社が写真撮影をお願いした場合には、速やかな事故解決のため、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

車両の撮影をお願いしたときは、以下の要領にてお願いいたします。

【撮影の仕方】

- * 自動車全体（ナンバーが入るように）
- * 破損箇所とナンバー
- * 破損箇所



車両は、自車両を撮影してください。相手の車両を撮影する必要はありません。



【写真をメールにて送信してください】

デジタルカメラでの撮影であれば、メールにて送信ください。フィルムカメラの場合には、早めに現像して、郵送にて送付願います。

【物損事故のとき・・・】

（車両以外のモノすべて・・・）

例えば、電柱、ポール、垣根、へい、家 などに接触した場合）

賠償責任（弁償や修理）の有無を問わず、当該物の写真を撮影してください。

- * 当該物の全体像がわかるもの
- * 傷のついた箇所

yamadasonpo@ai.wakwak.com